

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第54回）議事録

1 日時 令和2年9月18日（金）10:00～10:40

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、石戸 奈々子、
泉本 小夜子、岡田 羊祐、熊谷 亮丸、知野 恵子、
森川 博之（以上8名）

(2) 総務省

（総合通信基盤局）

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、吉田 正彦（総務課長）、
今川 拓郎（電気通信事業部長）、大村 真一（事業政策課長）、
川野 真稔（料金サービス課長）、大内 康次（料金サービス課企画官）、
田中 一也（料金サービス課課長補佐）、
河合 直樹（料金サービス課課長補佐）、
片桐 義博（消費者行政第一課長）

(3) 事務局

日下 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 答申案件

① 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和2年4月6日付け諮問第1230号】

開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会第54回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、Web会議にて会議を開催しており、現時点で委員8名中8名が出席し、定足数を満たしております。

Web会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにしてくださいまして、お名乗りいただいた後に御発言をお願いしたいと思います。

また、本日の会議の傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

答申案件

①「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和2年4月6日付け諮問第1230号】

○山内部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は答申案件1件でございまして、諮問第1230号「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方について」でございます。

本案件は、前回のこの部会におきまして一部答申（案）について意見聴取することを皆さんにお認めいただきまして、その意見聴取をしたわけでありまして。本日は、意見募集の結果や意見募集を踏まえた一部答申（案）について、接続政策委員会主査の相田委員、それから接続政策委員会事務局から御説明いただきまして議論したいと思います。

それでは、早速でございますが、相田委員に御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○相田部会長代理　それでは、IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方、一部答申（案）につきまして、寄せられた御意見と、それを踏まえた接続政策委員会における検討結果について御報告させていただきます。

本件は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社により、電話サービスのために用いられている公衆交換電話網、PSTNでございますけれども、の設備が令

和7年頃に維持限界を迎えるところ、今年度から順次IP網への移行が開始されることから、IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方について、本年4月に総務大臣から諮問があったものでございます。

ただいま部会長から御紹介ございましたとおり、本年7月22日の当部会での審議を踏まえ、一部答申（案）につきまして、7月23日から8月26日までの約1か月間、意見募集を行いました。その結果、電気通信事業者9社からの意見の提出がございました。それらの意見につきまして、9月11日に接続政策委員会を開催し、委員会として考え方を整理いたしました。その検討結果をお手元の資料54-1-1にまとめてございます。

また、寄せられた意見及び接続政策委員会での議論を踏まえ、2か所ほど一部答申（案）の内容を修正しております。修正後の一部答申（案）を資料54-1-2、その概要を資料54-1-3にお示ししてございます。これらの詳細につきましては、事務局から説明いただけるということでございますので、お願いしたいと思っております。

○河合料金サービス課課長補佐 事務局でございます。

資料54-1-1、1ページ目を御覧ください。一部答申（案）に対する意見及びこれに対する考え方の案でございます。件数が多くなっておりますので、主な意見につきまして、その要旨を御報告しながら考え方（案）のポイントを御説明させていただきます。

資料2ページ目を御覧ください。まずは全般についての御意見でございます。

意見1、黒丸1ポツ目から、音声サービスは、原則非規制とすることが望ましい。少なくとも、規制の運用等に係る社会的コストを抑制していくべきという、NTT東・西様からの御意見でございます。

こちらに対する考え方でございますが、右側、白丸2ポツから、電話サービスは、緊急通報が利用可能であり、幅広い年齢層で多数の契約数を有しており、経済・社会活動の基盤として重要な役割を果たしていること。加入電話等はユニバーサルサービスに位置づけられていること。これらの電話サービスについて、需要に応じた効率的なサービス提供がなされる必要があること。したがって、音声通信に係る規制は、御指摘のような環境変化を踏まえつつ、適時適切に見直していくことが求められますが、その必要性が否定されるものではないとしております。

おめくりいただきまして、意見2でございます。1ポツ目から、着信接続料規制につ

いて検討を進めるという結論は時期尚早。IP網への移行後の接続構成について、発事業者と着事業者の関係に特に変化はない。また、移動体事業者間では既に直接接続を行っているというKDDI様からの御意見でございます。

考え方、右側1ポツ目から、今般の検討では、一種指定制度、二種指定制度をはじめとする現行の接続制度の下においても、音声接続料が下げ止まり傾向にあり、ユーザ料金の低廉化を妨げる1つの要因となっていること、双方向接続の下で、事業者間の公平性が確保できていないことといった問題について議論を進めてきておりまして、一部答申（案）では、こうした課題に対応するため、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当としております。

○田中料金サービス課課長補佐　　続きまして、第2章、IP網への移行過程における音声接続料の在り方（ひかり電話）についてでございます。

意見3でございます。KDDI様から、指定すべき設備について、一部答申（案）の内容に賛同ということで賛同の御意見でございます。

意見4でございます。中間配線架を非指定設備とする一部答申（案）の考え方に賛同、また、他事業者間の接続にも利用されることから、利用条件等を指定約款ではなく非指定約款に規定する考えである、そして3つ目でございますが、共用L2スイッチについては、要望事業者の意見を踏まえ、卸役務として提供していく方向で整理を進める考えと、NTT東・西様からの御意見でございます。

1つ目については、賛同の御意見ということでございます。2つ目につきましては、現在でも指定設備との接続を円滑に行うための条件等については、指定約款という形で総務大臣の認可にかからしめる形になってございます。今般の中間配線架につきましては、全ての接続事業者が利用する方向で検討が行われていることも踏まえますと、適正性、公平性、透明性の確保のため、指定約款に記載することが適当とさせていただいております。3つ目の共用L2スイッチにつきましては、総務省において事業者間の協議を注視すること、また、課題が生じていないか確認していくことが適当と書かせていただいております。

意見5でございます。中間配線架について、負担すべき金額や手続等を接続約款に記載すべきという一部答申（案）の内容に賛同であると、賛同の御意見です。

また、意見6でございます。設備単位での接続機能の設定に賛同ということで、賛同の御意見でございます。

意見7でございます。県間接続料、県をまたぐ県間通信用設備について、これはNTT東・西様からの意見でございますが、水準等の条件を自主的に公表するので新たな規制は不要とする御意見、また、3つ目でございますが、仮に何らかのルールを作るとしても、他事業者の県間設備の利用に係る公平性を確保するための措置を併せて講じることが必要という御意見でございます。

考え方でございますが、IP接続に当たって、第一種指定電気通信設備と一体的に利用されるという不可避性に鑑みれば、接続料に準じた接続や条件等とすることが必要と、改めて一部答申（案）の考え方を書いてございます。2つ目でございますが、NTT東・西様にとっても他事業者のIP音声県間通信用設備を不可避的に利用しなければならないという状況であることから、第二種指定電気通信設備を設置する事業者等との公平性を図ることが適当としてございます。

意見8でございます。第一種指定設備と同等の規律を県間通信用設備に課すという一部答申（案）の内容に賛同と、賛同の御意見でございます。

意見9でございます。県間通信用設備を含めて単一接続料を設定するという考え方に賛同ということで、賛同の御意見でございます。

意見10でございます。これはNTT東・西様からの御意見ですが、移行期間である4年を期間とする将来原価方式により算定することが適切、また、2つ目としまして、後年度の接続料算定において調整するのではなく、当該期間、つまりこの4年間において接続事業者との間で、移行期間の利用実績に応じて事後精算を行うことが適切という御意見です。

考え方でございますが、1つ目、単一接続料の算定についてでございますが、こちらについては今後の制度整備、あるいは接続約款の認可プロセスにおいて具体的に検討されることが適当としてございます。また、2つ目、現行の接続制度から変更がある場合には、事後精算といった方法を含めて必要な対応を検討することが適当と書いてございます。

意見11でございます。単一接続料の設定について賛同というのが1つ目でございますが、2つ目でございますとおり、その範囲について、県内接続料のみとすること、また、県間通信用設備の接続料は単一接続料に含めずアンバンドル化することについて検討することを要望ということでございます。

1つ目の御意見については、賛同の御意見とさせていただきます。一方で、

2つ目の御意見につきましては、一部答申（案）の考え方を踏まえまして、次の10ページの上あたりからでございますが、NTT東・西のひかり電話とIP接続を行う場合には、こういった県内設備の利用に当たり不可避免的に県間通信用設備を利用するという事情でありますとか、接続ルート切替え前のSTM-POI接続、切替え後のIP-POI接続に係るNTT東・西に支払う接続料負担の公平性というような観点で単一接続料という話であったことを踏まえ、県間通信用設備を含めた公平性を図ることが適切とさせていただきます。他方で、この御意見の中でもございますとおり、POIに接続するまでの伝送路費用につきましては、事業者間意識合わせの場において、事業者間の協議により各社の接続料原価に含めることが採り得るとされていることとすとか、接続ルート切替え前後で公平性を図ることが合意されていることを踏まえ、中継事業者を含め、事業者間の協議が適切に実施されることが重要とさせていただきます。

続きまして、12ページ、意見12でございます。（2）移行過程の適正な接続料の算定方法というところで、NTT東・西様からの意見でございます。移行後に撤去する設備について、一部答申（案）の中で「非効率な減設を求めていくことは適切ではない」とした上で、「実際に使っている設備について、一部の原価を接続料に算入することを認めないとするのは、合理的だと考えることはできない」とする考え方に賛同。また、2つ目でございますが、今後の移行計画・工程の確定により、移行完了前に撤去等を行う設備が発生した場合には、会計上適切な取扱いをするとともに、設備の構築や撤去等に係る計画について、事業者間意識合わせの場等を通じて他事業者へ情報提供をしていくということで、一部答申（案）で求めた考え方について対応するといった旨の御意見でございました。

1つ目については、賛同の御意見として承らせていただいております、2つ目の御意見としましては、改めてNTT東・西に対して一部答申（案）に沿った対応を求めているところでございます。3つ目の御意見については、総務省においても、こういったNTT東・西の状況についてきちんと確認していくべきであると書かせていただいております。

意見13、13ページでございます。2行目の後半あたりでございますが、トラヒックが一定の割合でIP網に移行していくと仮定してそれぞれの設備量を仮定するなども1つの方法としてあり得るということで、接続政策委員会におけるヒアリングでもこういった御主張をいただいたものを改めていただいているという状況でございます。

考え方13でございます。3行目の後半あたりからでございますが、NTT東・西様からは、トラブルがあった際の切り戻しのために旧設備を活用し、順次ルート切替えが進められるのでIGS接続にかかる設備は減らすことはできないとの説明があり、他事業者において、これとは異なる理解が示されている状況ではないことから、実際に使っている設備について、一部の原価を接続料に算入することを認めないというのは、合理的だと考えることはできないとさせていただきます。

意見14でございます。先ほどのNTT東・西様の際にも御説明をしましたが、一部答申（案）の中で、不要な設備ができた場合に会計上適切な対応、あるいは他事業者に対して今後の撤去等の計画について説明をしていくということについて賛同ということですので、賛同の御意見とさせていただきます。

○河合料金サービス課課長補佐　　続きまして、15ページにお進みください。第3章、IP網への移行後における音声接続料の在り方についてでございます。

2.5、諸外国の動向について、意見15、日本では既に定額かけ放題プラン等の提供を実施している事業者が存在していること等も踏まえて、着信接続料規制の是非を検討すべきというソフトバンク様からの御意見です。

考え方の1ポツ目、意見を踏まえまして、通話定額制サービスに係る記載を追記しております。

追記内容でございますが、お手元の資料54-1-2、一部答申（案）本体の47ページに、「なお、携帯電話大手3社では平成26年頃から通話定額制プランの導入が進んでいる。現在、例えば月額1,700円～1,800円の国内通話かけ放題オプションが提供されている」と注記を追記する案をお示ししてございます。

それでは、資料54-1-1、15ページ、考え方15にお戻りいただけますでしょうか。本追記を踏まえまして、3ポツ目からでございます。携帯電話のユーザ料金水準の推移を国際比較すると、日本のユーザ料金水準は依然として高い水準にとどまっていること。ユーザ料金の低廉化を進めるためには、市場競争をさらに促進する多角的な政策の検討が求められるところ、そうした方策の一つに、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして、着信接続料規制について検討を進めることが適当としております。

続きまして、意見17にお進みください。3ポツ目でございます。日本は料金の割に通信品質が高いとの調査結果も出ているところ、料金水準だけ捉えて低廉化すべきと結論づけるのは早計ではないかというKDDI様からの御意見でございます。

考え方でございますが、3ポツ目から、通信品質の違いを加味した上で料金を客観的に比較する方法は、国際的に確立しているとは言えませんが、通信品質の如何を問わずユーザ料金の低廉化に向けた取組は否定されるものではないとしております。

続きまして、意見19でございます。1ポツ目から、日本と諸外国の接続料の差は算定方式等の違いによるもの。算定方式等を諸外国に合わせることで日本の電気通信市場にとって必ずしも適切というわけではないというKDDI様からの御意見でございます。

考え方、2ポツ目でございますが、今般の検討は、接続料の算定方式等を諸外国に合わせることを目的としているものではありませんが、日本よりも接続料の低廉化等が進んでいる諸外国の事例については、検討の参考にすべきとしております。

続きまして、意見21でございます。接続料はユーザ料金に直接的に影響を与えるものではないというNTTドコモ様、KDDI様からの御意見でございます。

考え方でございますが、1ポツ目から、着信接続料は、事業者が電話サービスの提供に当たって負担する他律的なコストであって、ユーザ料金を設定する上での1つの要素であること。ユーザ料金の低廉化については、市場競争をさらに促進する多角的な政策の検討が求められ、着信接続料規制について検討を進めることが適当としております。

続きまして、意見23でございます。2ポツ目でございますが、音声接続料につきまして、欧州の一部の国の事例を用いて比較することは公正性に欠ける。したがって、規制強化を検討するのは時期尚早であるというソフトバンク様からの御意見でございます。

考え方でございますが、2ポツ目でございます。今後の電話サービスのユーザ料金の低廉化や事業者間の公平性確保といった課題に対応するために、着信接続料の低廉化を図る仕組みとして着信接続料規制について検討を進めることが適当と整理しているものですが、これは欧州の一部の国の事例の比較のみによって整理をしたものではないとしております。

続きまして、5.2、現状課題の②につきまして、意見25でございます。ソフトバンク様からで、1ポツ目から、携帯事業においては、現時点では接続料格差が原因で協議が膠着するような問題は生じておらず、新たな規制は不要。固定事業においては、事業者間協議が簡略化可能となり得る規制については、過剰な規制コスト抑制の観点も踏まえつつ検討の余地があるという御意見でございます。

考え方でございますが、1ポツ目から、非指定事業者においては、他事業者との接続において、自網の接続料を事業者間協議により決定することが基本となっておりますが、

御指摘のとおり、現に、接続料の水準が争点となって事業者間協議が難航するケースが散見されているところです。このような課題に対応するために、着信接続料規制について検討を進めることが適当であること、IP網への移行に伴い、双方向接続が主体となりますので、着信接続料の設定については、その条件をそろえることが原則となると書かせていただいております。

意見26でございます。IP網への移行によって発信、着信の事業者間の関係に大きな変化はない。着信ボトルネックはこれまでも存在しており、直ちに着信接続料規制を導入する理由にはならないというKDDI様からの御意見でございます。

考え方でございますが、IP網への移行に伴いまして、PSTNのハブ機能を利用しなくなることによって接続料の精算形態が変わるなど、発着の関係に大きな変化がないとは必ずしも言い切れないこと。現行の接続制度の下においても、現に、接続料水準が争点となって事業者間協議が難航するケースが散見されており、このような点を踏まえ、着信接続料規制について検討を進めることが適当としております。

意見27でございます。事業者間協議が整わない可能性があることから、着信接続料について、全事業者を対象とした一定のルールを検討していくことも必要。着信接続料の設定に係る条件について、全ての事業者でそろえていくことが必要というNTT東・西様からの御意見でございまして、着信ボトルネック解消の必要性に関する賛同の御意見として承るとしております。

続きまして、意見28、オプテージ様からの意見でございまして、仮に着信接続料規制を導入する場合は、固定、携帯ともに規制の検討を行うことが望ましいという御意見でございます。

考え方でございますが、着信接続料を設定する全ての事業者を対象に、規制について検討を進めることが適当としております。

意見29、2ポツ目からですが、今般の着信接続料規制に係る議論を契機として事業者間協議を加速することで、効率化が反映された接続料の実現を図っていく。まずは事業者間協議の状況を注視し、なお解決に至らない場合に、着信接続料規制の検討を進めることとしてほしいというNTTドコモ様からの御意見でございます。

考え方、3ポツ目でございますが、今般の着信接続料規制に係る検討を契機として、事業者間で自主的に接続料の互いの低廉化に向けた協議を加速することは歓迎すべき取組であり、このような動向等も踏まえつつ、一部答申後の検討を進めることが適当とし

ております。

続きまして、26ページにお進みください。一部答申後の検討事項についての御意見でございます。意見31から34までについては、まとめて御説明させていただきます。

意見31はNTT東・西様からで、着信接続料の扱いについては全ての事業者で統一すべきという御意見。

意見32はソフトバンク様からで、固定事業と携帯事業では必ずしも統一した算定方式を当てはめる必要はないという御意見。

意見33はKDDI様、ソフトバンク様からで、固定電話事業者と携帯電話事業者、また電話事業者ごとのネットワークコスト等の相違についても考慮すべきという御意見。

意見34は同じくKDDI様、ソフトバンク様からで、pure LRICでは適正なコスト回収が困難になる。算定方式について、各事業者への影響を十分把握した上で検討すべきといった御意見を頂戴しております。

これらの御意見につきまして、考え方31のとおり、着信接続料規制の制度設計については、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当としております。

続きまして、28ページ、意見35でございます。KDDI様から、2ポツ目、仮に新たな算定方式へ移行することとなった場合、事業者への影響は大きいと、経過措置は必須という御意見でございます。

考え方、2ポツ目でございますが、御指摘も踏まえつつ、経過措置等の可否を含めて検討することが適当としております。

続きまして、29ページ目、意見37を御覧ください。エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ様からの御意見でございまして、双方向接続以外における音声接続料の扱いについて検討を進めることに賛同という御意見でございます。

考え方の1ポツ目、賛同の御意見として承るとしてしております。また、3ポツ目でございますが、中継事業に関連する事項といたしまして、双方向接続以外における音声接続料の取扱いや着信接続料の低廉化に伴う発信接続料への影響等について、御指摘も踏まえつつ、一部答申後に検討を進めることが適当としております。

ページをおめくりいただきまして、32ページをお願いいたします。第4章、今後の進め方についての御意見です。(2) IP網への移行過程における音声接続料の在り方のうち加入電話部分について、意見42及び43のとおり御意見をいただいておりますので、続けて御説明させていただきます。

意見42、NTT東・西様からの御意見でございます。1ポツ目から、現行のLRIC方式は早急に廃止することが適当。これまで長期増分費用モデル研究会で議論されてきた事項について、引き続き検討していくことが必要。長期増分費用モデル研究会の議論ではプライシングで議論すべきとされた事項についても、改めて検討することが必要という御意見でございます。

意見43、ソフトバンク様から、次期モデルではIP-LRICモデルによる算定を実施すべきという御意見でございます。

これらの考え方について、考え方42を御参照ください。1ポツ目から、IP網への移行過程における加入電話の音声接続料の在り方については、一部答申後に検討を進めていくこと。その上で、本年5月にLRIC第9次モデルに関する中間報告書が取りまとめられました長期増分費用モデル研究会におけるこれまでの検討結果も踏まえて、実施することとしております。

続きまして、ページをおめくりいただき34ページの意見44、その他について、KDDI様から、仮に接続料制度を変更することとなった場合、適用時期はマイグレーション完了時期が1つの目安になる、必ずしもマイグレーション完了時期にこだわる必要はなく、柔軟に対応できるように考慮すべきという御意見でございます。

考え方でございますが、1ポツ目から、IP網への移行後の音声接続料の適用開始時期は、御指摘のとおりIP網への移行完了が1つの目安となること。その上で、具体的な適用開始時期については、一部答申後に検討を進めることが適当としております。

最後に、これらの御意見と考え方案について、先日、接続政策委員会で御議論いただいた中で御指摘を踏まえまして、先ほど御説明をさせていただきました追記に加えまして、もう1点、一部答申(案)への追記を行っております。

資料54-1-2、一部答申(案)の58ページ最上段でございますが、IP網への移行後における音声接続料の在り方についての一部答申後の検討事項といたしまして、着信接続料規制の制度設計に加えまして、赤字部分、加入電話と携帯電話のユーザ料金水準の乖離等について、接続政策の観点から分析を進め、必要な検討を行う旨を追記しております。また、同内容を61ページ中ほどにも追記しております。

最後、資料54-1-3でございますが、こちらは一部答申(案)の概要資料でございます。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。お聞きのように、意見募集を踏まえて1点と、それから、委員会のほうで追加したいところ、これで2点、少し追記があったということでもあります。以上の説明について、御意見、あるいは御質問がございましたら御発言願いますが、先ほど御説明があったように、チャットを使って発言希望というふうにいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

○熊谷委員　　よろしいでしょうか。

○山内部会長　　熊谷委員、どうぞ御発言ください。

○熊谷委員　　ありがとうございます。IP網への移行後の音声接続料の在り方についてコメントをさせていただきたいのですが、御説明にありましたように、一部答申後の検討事項として、加入電話と携帯電話のユーザ料金水準の乖離等について、分析、検討も行うという追記案の御説明をいただきました。この追記は、私は非常に重要だと考えておりまして、前回、7月の部会でも私から3分で120円という携帯電話のユーザ料金水準に言及をいたしましたけれども、日本の携帯電話のユーザ料金はやはり非常に高い水準にとどまっていて、その原因について、加入電話のユーザ料金との相違を分析することは非常に有意義なことだと考えます。最終答申に向けて、接続政策委員会において、ぜひとも実効性のある対策の検討をよろしく願いいたします。

それから、資料54-1-1で、例えば24ページ、25ページのあたりで、今回のパブコメで事業者から多数の意見提出がございましたけれども、その中で、NTTドコモが着信接続料の効率化に向けた事業者間協議を加速すると表明していることに注目しております。単に「協議をしました」というだけでは、これは国民にとっての成果が何もないので意味がないわけでありまして、したがって、事業者間協議の進捗状況につきましても、接続政策委員会においても、ぜひしっかりとフォローしていただきたいと考えます。

私からは以上でございます。

○山内部会長　　ありがとうございました。御意見として伺いたいと思います。

そのほか、いらっしゃいますか。森川委員から御発言の希望が出ていますので、森川委員、どうぞ御発言ください。

○森川委員　　ありがとうございます。少し感想的なところをお話しさせてください。パブコメ結果を拝見しても、今回の着信接続料規制という方向を1つの可能性として示し

たことによって、通信事業者の方々もどういう形態がベストなのかということをクリックから考えていただけるように感じました。これはとても意義のあることだと思っております。今回を契機として、多角的に市場競争をさらに促進する政策の検討を、事業者も含めながら進めていくことがとても大切だと思いました。

ただ、そもそも、これはやはり注意しておかないといけないことは、料金と規制との関係は0、1で明確に分かるものではなく、曖昧なところがありますので、ただ、その中でも、やはり色々な観点から検討していくということはとても大切だと思っておりますので、今回の方向性には賛同いたします。ありがとうございます。

○山下総合通信管理室長 事務局です。ただいま山内部会長につきましては、回線を再度接続していただいている状態ですが、部会長代理の相田委員に継続して司会を進行していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○相田部会長代理 はい、結構です。

それでは、岡田先生、お願いいたします。

○岡田委員 ありがとうございます。今般、一部答申（案）、着信課金の件を含めまして、大変画期的な内容を含めているものを出していただけたということで、この間の検討に大変感謝申し上げます。

その上で、今後は適正な移行後の着信課金を含めた接続料の在り方を検討するに当たっては、いわゆる補完的な様々な制度が加入電話にも携帯電話にもあるわけですが、そのような前提条件といったものが生み出している競争条件の違いといったことを見ていく必要があるだろうといったことを踏まえて、色々コメントにもありましたが、加入電話と携帯電話を含めた着信課金についての適正な在り方といったものを、与件となっている補完的な制度の在り方ということ踏まえた検討が今後重要になるだろうと、その点についてはコメント一言だけでした。ありがとうございます。

○山内部会長 途中で回線が切れ、大変失礼しました。相田先生、御迷惑おかけいたしました。

今の岡田先生の御発言はコメントということでよろしゅうございますか。

○岡田委員 はい、結構です。

○山内部会長 ありがとうございます。次の御発言の御希望の方はいらっしゃいますか。

○相田部会長代理 私からよろしいでしょうか。

○山内部会長 お願いいたします。

○相田部会長代理 相田ですけれども、今の岡田先生との関係でございますが、今回、御意見をお寄せいただいた方のほとんどが既に一種事業者、二種事業者で、既に何らかの規制の枠に入っている方が、今ある規制の枠で十分なのではないかという口調のコメントが多かったわけですが、これ以外に、もし一律の着信接続料規制を入れるとしたら、対象になる中小の事業者というのは多数いらっしゃると思いますので、そういった今回御意見いただかなかったような事業者の御意見というようなものも色々聴取したりしながら、今、岡田先生がおっしゃいましたような固定と携帯の違い等々を考慮して今後進めてまいればと思っております。

以上でございます。

○山内部会長 ありがとうございます。相田委員長からの御回答というふうに承ります。ありがとうございます。

ほかに発言の御希望はいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局、定足数の確認をお願いいたします。

定足数が満たされているということですので、ほかに質問がないようでしたら、資料54-1-1の意見募集結果に対する当部会の考え方を了承して公表するとともに、資料54-1-2の一部答申（案）について、資料54-1-4の答申書（案）のとおり一部答申することとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。異議のある方はチャット機能でお申し出いただければと思います。

（異議の申出なし）

特にないようございますので、それでは、意見募集結果について了承するとともに、案のとおり答申をしたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応について御説明を伺えるということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川野料金サービス課長 総務省の料金サービス課長の川野でございます。

ただいまIP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方につきまして、一部答申をいただきまして感謝いたします。一部答申のうち、IP網への移行過程におけるひかり電話の音声接続料の在り方につきましては、今後、当省におきまして関係の省令の整備等の制度整備を進めてまいります。一部答申のうち、IP網への移行後における音声接続料の在り方等につきましては、最終答申に向けて、引き続き御審議をお願いできればと思います。

以上でございます。

○山内部会長　　ありがとうございました。

閉　　会

○山内部会長　　それでは、以上で本日の議題は終了ということにさせていただきますが、委員の皆様から何か特段の御発言があれば承ろうと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○日下総合通信管理室長　　特にございません。

○山内部会長　　それでは、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。なお、次回の日程等につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げることいたします。

以上で閉会といたします。どうも御協力いただきましてありがとうございました。

以上